

平成19年第339回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年11月30日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 9 議案の上程
議案第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君
7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
13番	須藤羊一君	15番	遠藤守君
16番	松谷正良君	17番	永沼義和君
18番	根本信雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	野地誠君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	渡辺正樹君	総務課長	内藤正昭君
税務課長	蛭田武良君	町民生活課長	長岐敬一君
保健福祉課長	根本孝一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤修平君
都市建設課長	坂本明司君	上下水道課長	渡辺正弘君
会計管理者兼 出納室長	熊田建一君	教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君
生涯学習課長	水戸光男君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林伸幸	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開会の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第339回吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） これより会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（根本信雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 吉田 伸 君

9番 藤井 精七 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（根本信雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

[11番 角田秀明君登壇]

○11番（角田英明君） おはようございます。

第339回定例町議会が本日11月30日招集になりましたので、それに先立ちまして、11月28日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日11月30日から12月10日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は23件であります。そのうち同意1件、諮問2件、専決処分の承認1件は全体審議に、条例改正等は12件、補正予算議案7件及び11月22日までに受理いたしました請願2件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算議案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議することにいたします。

なお、各委員会の付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、本会議で同意1件、諮問2件、承認1件は全体審議として議決いたし、日程第9で議案第45号から第63号を一括上程して、町長からの提案理由説明のみとして、本日は終了いたします。

第2日目の12月1日、第3日目の2日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の3日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の4日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、請願の付託をいたします。付託後、日程第4で福島県後期高齢者医療広域連合議員の補欠選挙を行います。午後1時から、各常任委員会を開催いたします。

第6日目の5日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の6日木曜日は、午前10時から前日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の7日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の8日、第10日目の9日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の10日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、請願の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行った後、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしますので、議員各位のご協力をお願いします。

以上で、議会運営委員会の報告とします。

なお、今議会は恒例によって最終日、本会議終了後の午後6時からあさひ食堂において、町管理職との懇親会を予定しておりますので、皆さんの参加をお願いいたします。

以上、よろしく願い申し上げます、報告といたします。

○議長（根本信雄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日11月30日から12月10日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月30日から12月10日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成19年度定期監査結果報告書、請願文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの9月定例会において議決された発議第10号「道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書」は9月14日付で関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（根本信雄君） これより例月出納検査の結果報告及び平成19年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤正一君） おはようございます。

今回の報告は、例月出納検査結果報告並びに平成19年度定期監査結果報告の2件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成19年度第5回8月分は9月25日に、第6回9月分は10月24日に、第7回10月分は11月19日にそれぞれ行いました。

水道事業会計におきましては、平成19年7月1日から9月30日までの第2四半期を10月25日行いました。

検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成19年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の期間ですが、平成19年11月9日、13日、14日、15日、16日の5日間行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、証拠書類等を照合、審査した結果、事務処理、事業の執行はおおむね良好であると認めますが、提出資料の一部に記載誤り等が見受けられるため、十分な照合、精査に心がけられたい。

なお、今後、さらに努力することが適正であると認められる事項としては、1番目、経費の削減についてであります。町の財政についてはさらに厳しい状況下であり、職員一人一人がこれらの現況を認識し、財政再建の確実な実行によって投資的経費の削減もさることながら、経常経費の削減にも目標数値を設定し、なお一層経費の節減に努められたい。

具体的に申しますと、1つは、OA機器保守等については必要性があるか十分精査し決定されたい。2つ目は、経常経費の削減については、削減数値目標を設定し、節減に努められたい。

次に、2番目、町税等の収納向上についてであります。

町税等の滞納整理については、担当各課においてそれぞれ努力していることと認めるが、景気の低迷から町税等の滞納がなお一層懸念され、さらなる町税の収納向上に努力されるとともに、特に保育料、使用料等の滞納者が固定化、滞納額が増加する中であっては、徴収方策の再検討を行うなど、引き続き徴収の努力を望みます。

具体的に申しますと、1つ目は、保育料については、今後も徴収の数値目標を設定し、確約書を徴するなど高額滞納者の解消に努力することを望みます。2つ目は、住宅使用料については、特に滞納額が増加しており、徴収方法を再検討し、滞納整理に努力されたい。滞納者の中には悪質者が見受けられるので、状況に応じた法的手続も検討すべきであると思います。3つ目は、他の使用料についても滞納額を増加させることなく、徴収

に努力していただきたいと思います。

以上で例月出納検査結果並びに平成19年度の定期監査結果の報告を終わります。

○議長（根本信雄君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（根本信雄君） これより、会期外に行われた特別委員会並びに委員会の調査報告を各委員長から順次報告を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第331回矢吹町議会定例会において、矢吹町議会定数等調査特別委員会に付託されました調査検討を終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1番から5番までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6番、調査の背景。

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進行や厳しい社会経済情勢、さらには市町村合併問題、そして国の三位一体改革などを背景に大きな転換期を迎えている。このような中、地方分権の進展と権限移譲の拡大に伴い、地方自治体の役割が拡充されるとともに、一方では財政面による地域格差が叫ばれ、住民の代表機関であり、自治体の最終的な意思決定機関である議会の役割と責任は今後ますます大きくなるものと認識しているところであります。

地方分権時代を迎え、地方自治体がみずからの権限と責任において自律した行政運営、まちづくり、そして財政の健全化を進めていくためには、議会と執行機関の基本的な関係を踏まえ、議会に求められる役割や住民参加と議会の関係などについていま一度整理する必要がある、その上で議会が持つ権限を十分に発揮しながら、住民の負託にこたえ、真に住民から信頼される議会の確立を目指していかなければならない。

なお、地方制度調査会においても、地方分権下における議会の機能充実の必要性が指摘されるところであり、住民自治に基づく地方分権の進展を図る上で、議会のさらなる活性化に向けた取り組みが急がれるところである。

そこで、地方分権にふさわしい本町議会のあり方を改めて検証、検討することとし、9名の委員による「議員定数等調査特別委員会」を設置し、地方分権に対応した議会・委員会のあり方、議会と財政のかかわり、民意の反映とその方策などの視点から、今後の適正な議員定数等のあり方について調査を行った。

7、調査等の内容及び結果。

本調査を進めるに当たり、住民等の意向を耳にするも、分権時代にふさわしい適正な議員定数、また定数にとられない議会の活性化方策についても検討すべきものとしたが、調査検討を進める中、町ではにわかに過去に例がないほどの危機的な財政状況との判断から、財政再建計画策定に向けた住民説明会が開催され、町民からは議員定数、報酬等の削減が強く叫ばれ、当委員会としてもこれらの意見を真摯に受けとめ、住民等からの貴重な意見、提言として十分に参考とした。

なお、調査内容と結果は以下のとおりである。

平成18年5月24日、委員会構成設置後初めての委員会を開催する。定数のあり方について委員各位の意見を聴取、さきの地方分権一括法の施行から本町議員定数を議論の末に法定数よりも4名削減した経過、18名の定数によりようやく安定した議会構成、改選を迎えない現在などを踏まえ、定数削減に対し慎重な意見、財政事情から定数を削減している町村も多く、本町も削減すべき意見などがそれぞれ飛び交い、現行定数による議会活動経過、4名削減した財政面からの削減効果などを検証することとした。

平成19年1月23日、第2回目の委員会では、町の財政再建計画や近隣類似自治体の定数や報酬等の調査資料をもとに、定数と報酬額を中心に検討した。財政再建計画や町民の声を受け入れて、定数や報酬の削減を考えるべき、定数ではなく報酬を削減してはどうかの意見、一方、行財政改革の中で、これまでも議会費の見直しを積極的に進めてきており、議会が率先して行ったさきの4名削減は大いに評価するべきなどの意見が飛び交う中、議会の運営、活性化に必要な定足数もあるなどの慎重な意見もあり、また本当に厳しい財政事情であれば、執行機関が行政サービスの厳選により歳出予算の縮小に心がけ、率先垂範して内部経費等の削減を行うべきであるなどの執行側への批判もあった。

平成19年3月20日、3月定例会最終日には、財政再建の趣旨から議員全員の賛同により議員の費用弁償削減を講じた。

平成19年5月14日、第3回目の委員会では、財政再建計画策定に関する町民説明会開催のもと、住民の関心事でもある議員定数、報酬削減に関する意見が多く出されたことを真摯に受けとめ、人口規模のほか民意の反映、委員会機能の充実強化、議員報酬などの議員の処遇環境、議員の資質、町の財政状況、他町村の動向などさまざまな視点から議論を深めた。財政面だけから論ずるべきではないが、町民意見が反映した財政再建、議員みずからも身を削るべき趣旨から2～3名を削減、また定数ではなく報酬を削減すべき意見、一方で町民意向だけでやるべきではない、人口規模、前回の4名削減を評価、民意を正しく反映させるには現行維持が必要と定数削減に反対する意見もあった。なお、前回は4名減、さらに2名削減ともなれば、一気に定数6名減によるおおむね1億円に余る大きな財政的削減効果を示すことにもなる。また、我々の報酬額については全国的にも平均値であり、この分権時代において議会の役割を考えれば、議会の質的な強化が今後一層求められ、安定した処遇環境維持からも報酬額については現行に据え置くべき旨の調整意見もあって、委員会では報酬額を現行に据え置き、2名の定数削減をたたき台に具体的な調査を行うこととした。

第3回委員会以降、今後の検討課題に対する関係自治体による視察調査を計画していたが、日程の調整から関係町村の現地調査はできなかった。

平成19年10月18日、第4回委員会では、類似関係自治体の近況経過資料をもとに、具体的な議員定数の削減数値、それに伴う委員会構成、任期など議会の活性化についての意見集約を図った。前回までの各委員の意見の聴取を参考に、具体的な削減数の意見聴取では、前回の4名削減を財政面からとらえれば半数減もあるが、委員会審議など本来の民主的ルール面から考えれば激減すべきではない。また住民は国政レベルを対象に考え地方議会を非難しており、地方では既に議員定数を削減してきていることを住民に強く示すべきであるなどの意見もあった。我々町議員は、地域住民の負託にこたえるため、4年間を主に自費により活動していることから、報酬は現状に据え置くものとし、また我が町議会運営は委員会中心であり、民意の反映、人口規模を考えれば、定数を削減すべきでないが、急務とされる財政再建の実施を踏まえ、委員会での審議、議会運営を考

慮し、偶数が望ましいと思われることから2名減が提案され、全委員が異議なく同意した。これらの決定に基づき、委員会は従来どおり3常任委員会とし、委員の構成については総務6人、文教厚生5人、産業建設5人による構成に、議会、議員の活性化から常任委員会の任期を2年に改める意見も承認された。議会中継システムの一般公開、会議録、議会だよりのホームページ掲載など開かれた議会の取り組みについては開示、掲載方向で了解された。

平成19年11月12日、本委員会報告最後となる審議が開催され、第4回の委員会開催時までの委員会審議経過とその結論づけによる報告書の確認をした。

8番、まとめとして。

住民と議会の連動を図り、透明性、公平性を確保しながら、いかにして開かれた議会を築き上げていくのかということがこれからの分権時代に対応した議会への目指すべき方向である。そのためには、さきに述べてきた方策に積極的に取り組み、議会の活性化を図りながら、さらに開かれた議会を目指していかなければならない。そして、最も大切なことは、住民に議会側の意図するところが伝わらなければ、真の開かれた議会が実現しない。したがって、議会の活性化に向けた取り組みを実行しつつも、その過程を包み隠さず住民に示していく姿勢が必要であり、そのことが分権時代の議会の役割を果たすことにつながるものと確信する。

また、少子高齢化から減少する人口に歯どめをかけ、まちづくり総合計画を進める我が町において、議会活動の中で民意を正しく反映させていくためには、一定の議員定数を確保する必要がある、さらに首長と議会の二元代表制のもとで、互いの抑制と均衡を保ちつつ、議会内での審議を活発化させるためには、前回の削減経過も踏まえ、現在の定数を大幅に削減することは好ましくない。しかし、町の厳しい財政事情から、住民負担等を求めている中であっては、議員みずからが身を律することも必要であり、今後とも現常任委員会等の堅持等により委員会機能の充実強化を図るとともに、議員のさらなる研さんによる資質の向上などを総合的に勘案し、報酬は据え置くものの、定数については削減が妥当であることの判断に立ち、次期選挙から現行定数を2名減員し、本町議会における適正な議員定数を16名とすることに決しました。

いずれにしても、議員定数については一過性の議論にとどまらず、市町村合併や道州制など将来的な時代背景の中において、今後ともさまざまな角度から広く議論されるべき課題であると認識する。

終わりに、この分権時代と厳しい財政状況の到来を、議会、議員のあり方をいま一度見直すための好機ととらえ、議員それぞれが議会の活性化に向け意欲的に取り組んでいくことが大切である。

本調査が住民の議会活動に対する関心の高まりの一助となり、地方分権に対応した真の開かれた議会の構築に寄与することを切に望むものである。

なお、本調査特別委員会の報告については、これをもって終了となりますが、具体的な議会構成や活性化の実施に当たり、引き続き本委員会において調査したいと思います。

以上、特別委員会の調査結果を申し上げ、報告といたします。

また、最後に、委員長として、満場一致で定数16に身を切る思いで決定していただいた議員の皆さんに心から御礼を申し上げ、報告といたします。

○議長（根本信雄君） 次に、議会広報編集委員会委員長から報告を求めます。

8番、吉田伸君。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） はやり病気にかかりまして、多少声が割れていますけれども、ご了承ください。

第338回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきましては、調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から5番までは割愛させていただきます。

6番、調査経過。

開会中の継続調査として付託されました議会広報委員会の視察調査は、平成19年11月6日に実施しました。調査先は、群馬県中之条町の議会広報編集について調査してきました。

なお、中之条町議会には、昨年2月、議会運営委員会による行政視察でお世話になった関係から、大変忙しい中での日程調整にも快く引き受けていただきました。

昨年の議会運営委員会による報告にもあったかと思いますが、中之条町は人口1万7,487人、面積236.47平方キロメートルで、群馬県の北西部に位置し、北は新潟県に接し、山林が広く平たん地が少ない町であり、南部は比較的平たんて古くから市街地が形成されるなど、古くからの町だけでなく吾妻郡の政治、経済、文化、交通の中心として発展されてきました。

産業は、米、こんにゃく、野菜、果樹などいろいろな農産物が生産される農業、広大な山林を基盤とする林業、郡内一円を商圈としている商業、製糸や製材から電気機器製造へと主業種が移行している工業、四万・沢渡温泉、平成8年にオープンした薬王園などを拠点とする観光業が主要産業として営まれております。なお、歓迎のお話の中でも、面積は我が矢吹町の4倍近くはあるが、人口、財政規模的には似たような町との紹介がありました。

また、中之条町議会では、ことしの5月の改選から議員定数を20名から16名に減員し、16名の改選議員のうち7名の方が新人議員として当選してきたという報告であります。

議会広報の編集体制については、議会広報特別委員会委員8名と事務局による共同体制ではあるが、特に議会活動の認識、体験から広報委員には主に新人議員が就任するといった先例により、現在の広報委員8名のうち新人議員が7名就任されております。委員の任期は4年となっております。

なお、編集作業としては、初めに議長と議員全員により前号を総括しながら、編集ページなどの構成などを行い、特に一般質問の答弁内容の取りまとめにおいては、公平かつ客観的な視野による編集を考えて事務局職員が担当されております。この点が違っておりますね。また、読者による情報を詳細に伝えるために写真掲載をなるべく少なくして活字をふやすなどの工夫や、2回目の編集委員会までには、議長及び全委員により十分な検討と校正を重ねた編集作業の上、原稿を作成していることから、校正刷り納品後の初校及び最終校正については正副委員長のみで行われております。

広報への掲載事項としては、明るく元気で活動的な子供を題材とした表紙を主に活用しており、最初にテーマとなる話題を掲載し、続いて請願・陳情、予算・決算特別委員会の質疑、条例の改正、委員会報告、一般質問等、議会報告、郡民祭報告、そして編集後記の順で掲載されています。

編集に際しての特徴としては、安価な費用で、大分安いです、表紙・裏面をカラーで印刷し、発行時に話題となった審議内容を冒頭に掲載し、一般質問については、質問者が少ないことから質問者の顔写真は割愛し、

なるべく活字による詳細説明のために紙面を活用しており、読者が見たい、聞きたい、わかりやすい工夫をしております。

さらに、議会だよりのホームページ掲載も積極的に行い、町民に議会活動の状況や行政の動きを広く知っていただくために、読まれる広報紙を目指しております。

最後に、今回研修した中之条町の議会の広報づくりの姿勢を今後の議会広報づくりに生かしていきたいと思っております。報告とさせていただきます。

最後に、事務局と私ら広報委員6名が研修に行ったわけですが、大変有意義なこの研修をさせていただいておりましたと、委員長の私、思っております。まことにありがとうございました。心から御礼します。ありがとうございました。

○議長（根本信雄君） 以上で議員定数等調査特別委員会並びに議会広報編集委員会からの報告を終結いたします。

続きまして、私から西白河地方町村議会議長会臨時会において役員改選があり、次のとおり選出されました。会長は私、根本信雄、副会長は西郷村議長、高木信嘉氏であります。任期は平成19年10月10日から20年4月17日までの残任期間であります。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第339回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、根本議長を初め議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

初めに、矢吹町まちづくり総合審議会についてであります。

本町のさまざまなまちづくり計画に対する諮問機関として平成19年4月1日に条例が施行されたことに伴い、去る10月24日、10名の委員委嘱をして第1回まちづくり総合審議会を開催いたしました。

会議の結果、会長及び副会長は互選により佐藤利広氏と大久保武が就任され、今回は特に第3次国土利用計画・矢吹町計画の策定を中心に調査、審議をしていただいております。

平成18年度からスタートした第5次矢吹町まちづくり総合計画に即しながら、平成20年度以降の町土利用に関する方向性を定め、土地利用に関する最上位計画として適切な誘導を図るため、3月定例議会の議案提案に向け答申をいただけるよう審議会の運営を行っているところであります。

次に、三鷹市姉妹友好交流わくわくフェスタへの参加についてであります。

去る10月21日に三鷹市役所前広場で開催され、町より北陵太鼓、御獵場構想推進協議会、JA直売所の16名、

町長、議長を初めとして議会各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会議務局長、産業振興課職員、事務局としての担当職員の16名が出席しました。

主催者である三鷹市長のあいさつの後に、私が姉妹友好市町村を代表してあいさつを述べ、北陵太鼓の演奏が午前と午後に行われ、イベントとしてもちつきを行い、市民に振る舞いました。本年もネギなどの新鮮な野菜を販売し、新米も特別価格で販売、さらに米を原料とする「あゆり麺」も販売し、市民に好評でありました。

次に、町功労者等表彰についてであります。

去る11月22日に町文化センターにおいて、長年、固定資産評価審査委員会委員として税務行政の推進に貢献されました故関根幸己氏を特別功労者として表彰し、民生児童委員として社会福祉行政の推進に寄与されました鈴木光雄氏、小林幸子氏を功労者として表彰し、また農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております丹野吉男氏、門場勝一氏、浅川英夫氏を農業功労者として表彰いたしました。

そして、陸上競技において8月開催の世界陸上で400メートル競走で日本女子として初めて準決勝へ進出された丹野麻美さん、7月開催の高校総体で自転車競技3,000メートル追い抜き競争で優勝された相筈翔太さん、10月に開催された全校統計グラフコンクールで佳作に入賞された関根沙文君、県大会優勝、さらに東北大会で優勝され、全国大会出場権を獲得された矢吹中学校駅伝部女子チームの皆さん、全国小学生クロスカンントリー大会に出場された善郷陸上クラブの皆さん、全国ミニバスケットボール大会に出場された三神スポーツ少年団の皆さんの各位、各団体にそれぞれ町民特別褒賞を贈り表彰いたしました。

次に、ファミリー・サポートセンターについてであります。

10月より矢吹町ファミリー・サポートセンターの運営を社会福祉協議会に委託し開設しました。これは、小学校までの幼児・児童の預かり保育を有料ボランティアの皆さんにより家庭で行う制度であり、早朝や夜間、休日の利用もできます。現在、利用会員とサービス提供会員は15名の登録がありました。今後も制度の浸透を図り、子育て支援の環境整備に努めてまいります。

次に、企業誘致関係についてであります。

鮫川運送株式会社は、10月2日に同社のハブセンター構想に基づいた物流施設約8,450平方メートルに関する起工式が実施されました。また、かねて計画されておりました株式会社エースバック福島矢吹第2工場約6,440平方メートルの建築工事に関する地鎮祭が11月29日に現地で実施されました。次に、川合運輸株式会社が物流施設約1万4,408平方メートルを併設する矢吹営業所の地鎮祭は12月7日に実施することになっております。

今後、町といたしまして各社が予定どおり操業を開始できるよう、万全な支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご協力とご支援をお願いいたします。

次に、中学校駅伝大会についてであります。

去る11月3日に秋田県営陸上競技場で開催されました東北中学校駅伝大会において、矢吹中学校女子が初優勝を飾りました。記録は42分24秒（5区間、12.4キロメートル）でありました。12月14日、15日に山口市で開催される全国大会に向けて練習を重ねており、全国大会での健闘が期待されます。

次からの20項目につきましては、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第339回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

財政再建3カ年計画の中間管理について。

「広報やぶき」への広告掲載について。

就業構造基本調査の実施について。

東京やぶき会総会について。

矢吹町区長会事業について。

平成19年度福島県統計功労者等表彰式について。

第57回福島県統計グラフコンクール等について。

町長車・議長車の売却について。

消防行政について。

交通行政について。

敬老会について。

民生児童委員の改選について。

生活習慣病検診事業について。

グリーンツーリズム実験事業について。

産業祭について。

農林水産大臣表彰について。

町道整備事業関係について。

子ども議会の開催について。

教育委員会表彰について。

第27回さわやか健康マラソン大会について。

町民体育祭について。

第62回国民体育大会（わかすぎ国体）について。

第1回市町村対抗県軟式野球大会について。

第19回ふくしま駅伝について。

あゆり祭について。

以上であります。

○議長（根本信雄君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより同意第5号を議題といたします。

事務局長に同意第5号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてありますが、本案は、地方税法第423条の規定に基づき、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

この固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査するため、納税者の権利を保護し、固定資産の適正な賦課を期するために設置されており、委員数は3名であり、任期は3年であります。

浅川英夫氏は、平成3年から人権擁護委員を1期、平成4年からは民生児童委員を1期、平成5年から農業委員を4期、及びJAしらかわの理事を務められ、この間、副組合長を務めるなど人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、選任にふさわしい方と考えております。

なお、選任期間は前任者、故関根幸己氏の残任期間となる平成20年6月30日までとなります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第5号を同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（根本信雄君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより諮問第1号を議題といたします。

事務局長に諮問第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。平成20年3月末日で任期満了となります人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいと存じますので、人権擁護委員法第6号第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する者の氏名は、矢吹町新町176番地の佐藤晃子氏であり、昭和13年6月4日生まれで現在69歳、昭和33年郡山市今泉女子専門学校を卒業後、同校の教員等を歴任し、人権擁護委員として平成4年8月15日に委嘱され、現在5期目であります。人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任されるにふさわしい方であり、今回ご提案するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号について、この諮問に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（根本信雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問どおり答申することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（根本信雄君） 日程第7、これより諮問第2号を議題といたします。

事務局長に諮問第2号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。平成20年3月末日で任期満了となります人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいと存じますので、人権擁護委員法第6号第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する者の氏名は、矢吹町曙町236番地2の渡邊富子氏であり、昭和23年4月28日生まれで現在59歳、昭和42年福島県立須賀川女子高等学校を卒業後、福島地方務局矢吹出張所に勤務、以降司法測量事務所に勤務、現在は福島県南建設事務所の嘱託登記員として従事され、人権擁護委員として平成13年3月1日に委嘱され、現在2期目であります。人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任されるにふさわしい方であり、今回ご提案するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第2号について、この諮問に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（根本信雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問どおり答申することに決しました。

ここで、同意並びに答申されました各委員を紹介するため暫時休議いたします。

(午前10時58分)

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午前11時12分)

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第8、専決処分の承認を求めることについて、承認第11号を議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は平成19年10月31日をもって福島県市町村総合事務組合の構成団体であります伊達市国見町大枝小学校組合が、同組合で共同処理する事務のうち「常勤職員に対する退職手当の支給事務」を脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき同組合同規約の変更について協議があり、その回答について、10月中における本議会の開催は難しいことから、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものであり、同条第3項の規定に基づき本議会において報告し、承認を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第45号～議案第63号）

○議長（根本信雄君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の公務において長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度を導入しようとするものであります。

議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の育児短時間勤務における所要の語句の改正であります。

議案第47号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例、議案第48号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例、議案第49号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例、議案第50号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例、議案第51号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも指定管理者制度の導入に係る条文を整備するものであるため、一括して提案理由を説明させていただきます。

本案は、平成20年4月から指定管理者の導入を予定している社会教育施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、条例の一部改正するものであります。

議案第52号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、高齢者の医療制度改革に伴い、平成20年4月から前期高齢者と言われる65歳以上75歳未満を対象に、国民健康保険税の納付を老齢年金等から天引きする特別徴収について、関係条文を整備するものであります。

議案第53号 矢吹町農村公園設置条例の一部を改正する条例、議案第54号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも指定管理者制度の導入に係る条文を整備するものであるため、一括して提案理由を説明いたします。

本案は、平成20年4月から指定管理者の導入を予定している9つの公園について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、条例の一部改正するものであります。

議案第55号 職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことにより、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員の自発的

な大学等の課程の履修または国際貢献活動を可能とするための休業制度の創設を行おうとするものであります。

議案第56号 白河地方土地開発公社定款の一部変更についてであります。本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）が平成19年10月1日から施行されたことに伴い、白河地方土地開発公社定款の余裕金の運用について、郵便貯金を削除するため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 平成19年度矢吹町一般補正予算（第3号）であります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,218万3,000円を追加し、総額を55億6,822万4,000円とするとともに、債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1,061万5,000円、県支出金986万3,000円、財産収入134万3,000円、繰入金867万2,000円などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が障害者福祉関係扶助費の増などにより2,247万1,000円の増額、農林水産業費が戦略的産地づくり総合支援事業の追加及びふるさと農道改良工事の増などにより399万5,000円の増額、土木費が総合運動公園用地取得借入金の借りかえによる償還額の減などにより7,591万1,000円の減額、災害復旧費が道路凍上災害復旧工事の事業費確定に伴う減により437万6,000円の減額、公債費が補償金免除繰上償還実施による償還元利金の増により8,504万6,000円の増額となるものであります。

なお、人事院勧告に伴う人件費の増につきましては、議員及び三役分の改定を行わないことといたしました。職員分の人件費については、県及び他の市町村の動向も踏まえ検討を進めることから、今回の補正計上は見送ることといたしました。

次に、債務負担行為の追加であります。総合運動公園用地先行取得事業及びこの事業に係る白河土地開発公社に対する債務保証について、用地取得費の償還期間延長に伴い、延長部分の新たな債務負担行為設定を行うものであります。

償還期間の延長の理由としましては、償還額の平準化と、償還削減額を財源とした補償金免除繰上償還実施により実質公債費比率の抑制が図られることによるものです。

議案第58号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ4,495万3,000円増額し、歳入歳出予算をそれぞれ21億2,187万円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、国庫支出金7,151万円を減額し、療養給付費交付金7,379万5,000円、県支出金251万5,000円、繰入金4,015万3,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、総務費385万3,000円、保険給付費4,110万円を増額するものであります。

議案第59号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ519万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億8,037万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、受益者負担金450万円、繰入金17万6,000円、消費税還付金52万2,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費514万2,000円、事業費5万6,000円を増額するものであります。

議案第60号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,731万8,000円増額し、歳入歳出予算をそれぞれ16億4,050万2,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、支払基金交付金741万7,000円、繰入金2万9,000円、繰越金987万2,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、総務費2万9,000円、諸支出金1,728万9,000円を増額するものであります。

議案第61号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億6,777万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、消費税還付金22万5,000円、繰入金4,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、維持管理費22万9,000円を増額するものであります。

議案第62号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,588万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金122万4,000円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費を139万円を減額し、地域支援事業費を16万6,000円を増額するものであります。

議案第63号 平成19年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の収益的収入予算額に198万7,000円を増額して、総額4億7,652万6,000円とし、支出予算額に198万7,000円増額して、総額5億457万2,000円とするものであります。

収入につきましては、他会計負担金から198万7,000円を増額し、支出については、職員給与費として198万7,000円を増額するとともに、漏水修理費が増加しているため、予備費等から120万円を充当するものであります。

資本的収支については、建設改良費として、善郷内線の配水管布設工事のため458万円を増額して、支出総額を1億4,210万1,000円とします。なお、財源は内部留保金で対応するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

(午前11時29分)